

令和 8 年 第 3 回
紀の川市教育委員会定例会議事録

- | | |
|--------|--|
| 1 開催日時 | 令和 8 年 3 月 26 日(木)午前 9 時 27 分～ |
| 2 会 場 | 紀の川市役所 4 階 402 中会議室 |
| 3 出席者 | 鍋田泰延・長谷弘司・上中史子・小川真司・岡井良樹 |
| 4 欠席者 | |
| 5 出席職員 | 教育部長 長田和美・教育審議監 岡本紹子・教育推進監 杉本太・
次長兼教育総務課長兼学校再編推進室長 柑本浩至・教育総務課副
課長 谷福靖司・生涯学習課長 小西晴久・生涯学習課班長 岩田
英樹・生涯学習課主任 田村幹・生涯スポーツ課長 山中邦弘・統
括指導主事 松尾千鶴・主任指導主事 中嶋美沙・主任指導主事
木下豪人・教育総務課副主査 田中奈々 |
| 6 傍聴者 | なし |
| 7 協議事項 | |

◎開会の宣告

○教育長

皆さんおはようございます。
ただ今から令和 8 年第 3 回紀の川市教育委員会定例会を開会させていただきます。
それでは、議事日程に従い進めさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

まず日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員には、長谷委員と岡井委員を指名します。よろしくお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第 2、会期の決定を行います。

会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議がないようですので、会期については本日 1 日間と決定しました。

◎諸般の報告

○教育長

続いて、日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、今後の予定についてご連絡です。

退職辞令の交付式が 3 月 31 日の 14 時から行われますので、13 時 50 分ぐらいに集合をお願いします。

続いて、新年度の辞令交付式ですが、4 月 1 日の 7 時半から行われますので、7 時 20 分ぐらいに集合していただきますようよろしくお願いします。

また、入学式については 4 月 9 日、午前が小学校、午後が中学校となっておりますので、ご対応のほうよろしくお願いします。

以上、私からの諸般の報告でございましたが、これについてご質問・ご意見等はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にないようですので、諸般の報告については終わります。

◎議案第 10 号について

○教育長

続いて、日程第 4、議案上程に移ります。

議案第 10 号、紀の川市学校給食費等補助金交付要綱の一部改正について説明を求めます。

○教育総務課長

【紀の川市学校給食費等補助金交付要綱の一部改正について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 10 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 10 号、紀の川市学校給食費等補助金交付要綱の一部改正については承認されました。

◎議案第 11 号について

○教育長

続いて、議案第 11 号、紀の川市食物アレルギーを有する児童生徒の給食費補助金交付要綱の一部改正について説明を求めます。

○教育総務課長

【紀の川市食物アレルギーを有する児童生徒の給食費補助金交付要綱の一部改正について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等はございませんか。

○A 委員

追加承認の可否についてお尋ねします。

アレルギーが途中で発症するということはあると思いますが、年度途中で発生した場合でも追加で申請した場合、認可いただくことはできるのかどうかについて教えてください。

○教育総務課長

年度途中でアレルギーが発症し、交付要件の対象となった場合は当然対象となります。

実際アレルギー対象の児童はおります。ただ、アレルギーの方で現在お弁当を持ってきた対象の方はおりません。アレルギーの対象ではないもので、学校で給食の対応をしていただいている状況により、現状はアレルギーの対象で交付の対象となる児童生徒の方はおりません。

○A 委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他に何かありませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 11 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 11 号、紀の川市食物アレルギーを有する児童生徒の給食費補助金交付要綱の一部改正については承認されました。

◎議案第 12 号について

○教育長

続きまして、議案第 12 号、紀の川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について説明を求めます。

○教育総務課長

【紀の川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

○B 委員

1 点質問させてください。

今回の変更は、どのような形で周知される予定でしょうか。

○教育総務課長

少し確認させていただいて後ほど報告させていただきます。

○B 委員

4 月から一気に全員に内容が知らされるというわけにはいかないと思いますが、人によっては知らなかったということが無いほうがいいと思ったので、確認させていただきました。

○教育長

また後ほどお願いします。

他にありませんか。

(発言する者なし)

○教育長

この工程については私も校長している時に、担当の先生からかなり言われました。すごく時間がかかると聞いていますので、学校の事務も負担軽減されると思います。

それでは、特に意見がないようですので、議案第 12 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

議案第 12 号、紀の川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正については承認されました。

◎議案第 13 号について

○教育長

続いて、議案第 13 号、紀の川市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について説明を求めます。

○教育総務課長

【紀の川市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等はありませんか。

○A 委員

細かい表現についてです。第8条第2項や第10条に「取消し」という表現が出てきますが、送り仮名について、取りの「り」はなしで、消しの「し」あります。この表現は適切なのかどうか。旧の条例の場合ですね、次のページに「取り消し」という言葉が出てきますが、こちらは「り」が入っております。特段取り決めがなければ統一したほうが良いかと思いますのでご検討ください。

○教育総務課長

ご意見ありがとうございます。

取り決めについて確認させていただいて、必要に応じて修正したいと思います。

○教育長

他にご意見・ご質問ありませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にないようですので、議案第13号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第13号、紀の川市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正については承認されました。

◎議案第14号について

○教育長

続いて、議案第14号、紀の川市地域クラブ設立準備委員会設置要綱の制定について説明を求めます。

○教育総務課長

【紀の川市地域クラブ設立準備委員会設置要綱の制定について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

○C 委員

議案第 14 号と議案第 16 号は関連がある議題だと思います。よって、先に議案第 15 号を済ませて、関連した議案第 14 号・16 号を検討していただければありがたいかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長

C 委員から、先に議案第 15 号を終わらせ、その後、議案第 14 号・第 16 号に移ることをご提案いただきましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎議案第 15 号について

○教育長

それでは議案第 15 号に移ります。

議案第 15 号、紀の川市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

○A 委員

雑誌スポンサー制度につきましては、支出の抑制とともに、市民の方に地元企業に関心や親しみを持ってもらうという非常に有効な制度だなと思っておりますので、ありがたい制度をご提案いただいたなというのがまず 1 点です。

関連して、紀の川市の場合、いくつの雑誌が対象になるのか。また、年間 1 口当たりいくらの金額を想定されているのかについて教えてください。

○生涯学習課長

河北図書館で約 70 誌程度、河南でも同等の 70 誌、合計 140 誌等を見込んでおります。

○生涯学習課主任

今回初年度になりますので金額の見込みというのが少し難しいところがありますが、スポンサーの数としまして目標 5 社程度を想定しています。

○A 委員

少し確かめさせていただきたいのが、河北と河南で 70 ずつ計 140 誌ということでしたが、これは同じ雑誌に申し込んだ時でも河北と河南で 2 つに分かれるという認識でよろしいでしょうか。

○生涯学習課主任

おっしゃるとおり、スポンサー様にはどこの図書館のどの雑誌というふうに希望を出していただくという形になります。

○A 委員

わかりました。

○教育長

他にありませんか。

○A 委員

引き続き質問させてください。

まず、少しこれはご提案になりますが、優先順位のところでまず先着順があって、その先着順が同じ時には掲載期間が長いほうを優先するとなっています。安定的にスポンサーを確保するという意味では良いと思いますが、この先着順というのが何を意味しているのかというのを付記したほうが良いと思います。

例えば、同日に受け付けたものは同着扱いとするとか。受付に並ばれて先に出したほうが先着ということにすると、第 3 項第 2 号の扱いが機能なくなってしまう。そうするとスポンサーにすごく負担かかるので、同日に受けたものは同着として、その場合にこの第 2 号が発動するなど、そういう文言がないと少しややこしくなると思いますので、付記していただきたいと思います。

また、第 5 条のところで、広告を掲出することができる者という対象が書かれています。個人事業主並びに企業、商店、事業所及び団体となっていますが、この商店と事業所は前の個人事業主と及び企業に重なっていると思うので、これは属性が複数入ってしま

っているように思います。ですので、個人事業主並びに企業及び団体で良いのではないかと
思います。

例えば、商店ですと、飲食店が含まれないことが多く、明確な定義はないですが、だいた
いそういう扱いをされるので、ややこしいものは省いてしまって、個人事業主並びに企
業及び団体で全て網羅できようかと思いますので、それで良いのではと思います。

また、議案第 13 号でも申し上げましたが、送り仮名について、「取り消し」と「申込
み」と「申し出」に関連して同じことが起きておりますので、取り決めがなければ統一い
ただいたほうが良いと思います。

以上です。

○生涯学習課長

ただ今ご提案いただきました部分につきましては、確認の上修正をしまいたいと思
います。

それと 1 点、訂正をお願いします。2 ページの右上について、「告示」となっておりま
すが、「教育委員会告示」の間違いでございます。訂正してお詫び申し上げます。

○教育長

訂正のほうよろしくをお願いします。

他に何かございませんか。

○D 委員

私も図書の充実が課題だと感じていたので、その費用の確保のためにということで大
変良い取り組みだと思います。

ただ、5 社程度を想定しているということでしたが、目標としてだいたいどのぐらいの
金額を想定されていますか。本を購入するにあたり、これぐらいの金額がほしいというよ
うな目標があれば教えていただきたいです。

○生涯学習課長

目標につきまして、現在周辺の市町の状況を少し調べさせていただいております。海南
市につきましては圧倒的に多く、73 社 90 誌、橋本市が 15 社 18 誌、岩出市が 1 社 2 誌
というふうな状況でございます。

初年度につきましては、まず 5 社か 10 社ぐらいを目標に、最終的には年々広報活動に
力を入れて限りなく 100 に近い数字にしていきたいと考えております。

○生涯学習課主任

雑誌と申しましても、例えば、河北図書館の 72 誌のうち月刊誌が 42 誌、週刊誌が 2

誌、月2回の隔週誌が3誌、その他、他にもあるのですが、そのように雑誌によってかなり刊行頻度と単価のばらつきがございますので、単純に年間購読料これだけというふうに、金額の提示がしにくいところがあります。

○教育長

よろしいでしょうか。

他にありませんか。

○A 委員

恐らく、今回対象にする雑誌は月刊誌等に絞って、この中からスポンサーをしていただけるものを選んでくださいという形を取られるほうがやりやすいのかなと思います。絞られるほうが良いかなというご提案です。

また、こういうスポンサー制度を取られているところは、歳入確保のために建物や本棚単位にネーミングライツを設定されているところも多く見受けられましたので、今後の財政的なことを考えますと、その辺りも検討いただければと思います。

以上です。

○生涯学習課長

ただ今のご提案の通り検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長

他にありませんか。

○B 委員

雑誌は月刊誌・週刊誌等、様々な種類があるということですが、スポンサーをする企業からすると、その雑誌の内容やイメージと、自社のブランド性との関連性が高いものを選びたいと思います。こういった企業にどんな雑誌のスポンサーになってもらいたいかというイメージをあらかじめ想定した上で募集をされると、応募が増えるように思います。

以上です。

○生涯学習課長

その辺りも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○教育長

他にありませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、修正については確認の上で適宜行うということで、議案第 15 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 15 号、紀の川市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定については承認されました。

◎議案第 14 号、第 16 号について

○教育長

では、議案第 14 号は説明まで終了していますので、続いて議案第 16 号に移りたいと思います。

議案第 16 号、紀の川市中学生部活動地域展開推進計画の策定について説明を求めます。

○教育総務課長

【紀の川市中学生部活動地域展開推進計画の策定について説明】

○教育長

ただ今説明がありました。

先程の議案第 14 号と第 16 号を一括して、何かご意見・ご質問はありませんか。

○D 委員

質問というより、10 ページのところで、①・②に続いて、③が抜けて④になっています。③が抜けていれば、番号を訂正いただければと思います。

また、質問ですが、3 ページの上段で意義の部分で、中学校の学習指導要領という文言が記載されています。次回の学習指導要領では、クラブ活動についてどのように掲載されるという情報があるのでしょうか。文科省も考えが変化してきている状況なので、次回の指導要領の情報があれば教えていただきたいと思います。

○主任指導主事

次回の改定される学習指導要領についてですが、先日、部活動地域展開にかかる学習指導要領についてのワーキンググループがあり、オンラインで参加しました。

その後、学校教育活動の一環というのは学習指導要領の中に残る方向だというニュースを見えています。ただ、そのなかでやはり学校部活動と地域クラブ活動の連携はしていないといけないという話でまとまっていました。

以上になります。

○D 委員

ありがとうございます。

○教育長

抜けている番号はどうでしょうか。

○主任指導主事

番号については確認させていただいて、修正を加えます。

○教育長

他にありませんか。

○C 委員

議案第 14 号の地域クラブ設立準備委員会設置要綱の制定については、今まで地域連携・地域移行の会がございまして、それを踏襲していくと思います。

議案第 14 号の要綱について、私は異議がありません。まず議案第 14 号について異議がないか皆さんの意見をお聞きしてはどうでしょうか。

○教育長

先に議案第 14 号について、何かご意見・ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

それでは、議案第 14 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めますので、それでは議案第 14 号、紀の川市地域クラブ設立準備委員会設置要綱の制定については承認されました。

それでは、引き続き議案第 16 号について、他にご意見・ご質問等はございませんか。

○C 委員

議案第 16 号についてですが、内容が盛りだくさんすぎて簡単に説明できない内容だと思います。

まず、確認したいのが、資料 7 ページのスケジュールについてです。令和 8 年度から令和 10 年度について、平日は学校部活動をそのまま実施し、休日は令和 8・9・10 年度の 9 月までに SPARC きのかわが徐々に担っていく。学校部活動の休日の活動は徐々に減らして、令和 10 年 9 月からは休日に部活動はしないとなっています。

そうすると、中体連等の大会はほとんど土日です。その場合は令和 10 年 9 月からの大会参加は、SPARC きのかわということになりますか。ただ、平日は中学校の部活動を 13 年度までやっていることになっています。

○主任指導主事

お話のあったスケジュール感ですが、資料でお示ししているのは国の改革実行期間となっております。

和歌山県としましては、令和 8 年度は最終の改革推進期間の最終年度ということで準備期間ということになっていますが、令和 10 年度の 9 月に向けて休日のほうは段階的に可能な競技から SPARC きのかわとして動いていこうと考えております。

また、そのなかで、スポーツ少年団や体育協会等の様々な団体には丁寧な説明をさせていただきながら、周知をしていく形をとります。令和 10 年度の 9 月からは SPARC きのかわ地域クラブとしての大会、中体連等の大会への出場を考えております。また、そのなかで教職員の兼職・兼業等の整備も進めていければと考えているところです。

以上です。

○C 委員

わかりました。

まず、平日は中学校部活動が令和 13 年度まであります。その場合、学校部活動で野球部に入り、地域クラブでサッカーに入ると、大会へ出場しようとする際にどちらかを選ぶことになりますか。

○主任指導主事

今言われたように、大会については中体連の大会で 2 種目出ることはできません。ただ、各協会や連盟の大会に出ることは可能だと思います。

以上です。

○C 委員

あくまで中体連の話をしています。

例えば、中学校は卓球部に入っていて、地域クラブでハンドボールに入っているという子は、ハンドボール協会の大会には出場できても、中体連の大会には出場できない。スポーツ推薦で進学しようと思えば、実績が中体連になるので、卓球で頑張らないといけない。

○主任指導主事

学校部活動と地域クラブ活動に関しては、その辺りの差は少しあると思います。これから SPARC きのかわで活動していただく各種目に関しては、今後の設立準備委員会の話にもなってきますが、認定地域クラブをただの地域クラブ活動ではなく、今の学校部活動の予算であるとか、練習時間等をしっかり守った上で紀の川市の認定地域クラブ活動として活動していただくなかで、各学校でのこれまでの学校部活動と同じような扱いを受けて良いと考えているところです。

細かい部分については今後設立準備委員会の中で検討していきたいと考えています。
以上です。

○C 委員

スケジュールを見ますと、令和 13 年度には学校部活動はなくなるという理解でいいですか。

○教育長

暫時休憩します。

休憩 10 時 20 分

再開 10 時 28 分

○教育長

再開します。

○主任指導主事

ただ今ご質問のあったスケジュールですが、令和 13 年度に向けて基本的には学校部活動を SPARC きのかわに切り替えていきたいと思っております。ただ、全ての競技、全ての種目で展開は難しいところもありますので、可能な範囲で運動部も文化部も進めていければと考えております。

以上です。

○教育長

他にご意見・ご質問はありませんか。

○C 委員

SPARC きのかわを設立して運営していくためには、人材確保が最大の課題だと思います。

また、各地域クラブを運営するにあたって、細かい事務、例えば活動する会場をどうするのか。学校体育施設の教室をお借りできるとか。社会教育施設を使わないといけないとか。それを全て指導者が責任を持って確保しなければならないのか。大会へ行くのに旅費補助を規定通りいただくのに書類を作成して提出しなければならないとか。

その活動の指導だけではなくて、それに付随する色々な事務手続きや会場確保、責任が出てきますが、それも全て任せてしまうのか。一部は SPARC きのかわの事務職員にやってもらえるのか。ただ、その事務手続きも体育協会の補助金を貰うのに書類を作っていますが、それはなかなか時間にカウントできません。

だから、その辺りを事務局でやっていただければ、指導者は指導に集中でき、指導上の責任は負っても事務手続きの負担は軽減される。そうなれば、ある程度はハードルが下がるとは思いますが、その辺りのお考えをお伺いしたいと思います。

○主任指導主事

その事務手続き等ですが、実施主体となる地域クラブで全てを行うことはかなりハードルが高いと認識しております。教育委員会内の SPARC で、地域スポーツコーディネーターと連携しながら取り組んでいきます。どこまでを事務局で行い、どこまでを地域クラブ側で行っていただくかというのは、今後の設立準備委員会の中でも協議しながら決めていきたいと考えておるところです。

以上です。

○教育長

他にありませんか。

○C 委員

情報提供が中心になりますが、政策としての意図と、当事者になる子供たちの認識に大きくズレが生じていることについてお話ししたいと思います。

現状、まず休日を行き、その後平日という流れだと思いますが、この間子供たちは学校の部活とクラブチームの両方に所属するイメージだと思います。

しかし、現状、女子バレーについてよく情報が入ってくるのですが、今起きていることは、子供たちが他の学校の子供たちに、うちのクラブチームに入らないかと勧誘に行きます。学校のクラブチームと地域のクラブチームに並属するという考えがまずありません。

保護者の感覚は、一定の情報をお持ちの方もいらっしゃいますが、学校のクラブに入っても、大会の時に主力の子はクラブチームで出てしまうともう出られないという話になったりして、そうであれば止めておこうという感覚で捉えています。

ですので、お子さんにしてもその保護者にしても、平日は学校のクラブに出て、休日は地域クラブで活動して、ただ大会の時はどうかというのは、こちらが今デザインしているものと随分ずれて認識されていますので、この辺りを早めに伝えないと、教育委員会が思ったように動いていかないように感じますので、ご留意いただきたいと思います。

以上です。

○主任指導主事

情報提供ありがとうございます。

クラブチームで既に動いておるところは少しずつ情報が入ってきたりもしますが、保護者や子供と我々の認識の違いというのがあります。

令和 8 年度から動いていこうとされているクラブに関しても、その辺りの質問も上がってきておりまして、市の方向性を説明させていただいているところです。

全体に一気に周知するのはなかなか難しいところがあるのですが、本当に機会を見ながら細々としたところへ足を運んで説明をしに上がりたいと思っています。

以上です。

○A 委員

よろしくお願いします。

○教育長

他にありませんか。

○B 委員

質問といいますか、発想的なことになります。

特に文化部を例に挙げさせていただきますが、民間企業に一部を担っていただくというような発想で、技術部であれば、製材所もしくは木工所等で将来の技術者を育てる目的もありますし、また学生としてもそういった技術を学べるという部分があります。生け花であれば花屋がそういった活動を担うとか。音楽であればそういった音楽教室をさせている事業所が担うとか。

一般的なクラブ活動にかかるような費用で、そういったところを担ってもらう形でコラボレーションできればと思いますので、意見としてお伝えさせていただきます。

以上です。

○主任指導主事

情報提供ありがとうございます。

部活動の地域展開について、様々な企業連携も言われているところです。技術的な部分でのお話もありましたが、現在粉河中学校の部活動指導員として技術担当で入っていてもらっている人もおります。

やはり、こういう技術分野に関しては学校部活動だけではなかなか収まりきらない部分もありますので、そういった地域企業との連携も考えていきたいところですが、どのようにつながっていけばいいのか模索しているところです。今後そういった部分についても考えていければと思っております。

以上です。

○教育長

他にありませんか。

○A 委員

表の読みとりで教えてください。5 ページの文化部のところになります。

粉河中学校の文化部は 1 つと一番下に記載されていますが、吹奏楽部・美術部・技術部等の全てに印がついているなかで、どれか 1 つは活動しますという認識でよろしいでしょうか。

○主任指導主事

文化部に関しては教員の働き方改革や子供の減り具合で、文化部という大きなひと括りにしていると校長先生からお伺いしております。そのなかで吹奏楽コースであるとか、先程も言わしていただいた技術コースであるとか、そういったところで分かれておるということをお聞きしております。

以上です。

○A 委員

粉河中学校に関しましては、文化部が令和 8 年度から全てなくなるという認識でよろしいですか。

○主任指導主事

粉河中学校に関しては文化部として大きい一括りで残ります。

○教育長

三角の意味が運動部と文化部では違うということですね。

○A 委員

わかりました。

○教育長

他にありませんか。

○C 委員

概要版の資料の部分で、部活動地域展開推進計画のめざす姿についてお伺いします。

中学校の部活動ということで対象が中学生に絞られていますが、人口動態・推計を見ていきますと、中学生は減っていく見込みです。そのなかで地域・多世代交流を通した新たな地域づくりということで、例えば、小学校の高学年も SPARC きのかわと一緒に活動したり、地域のスポーツジムへ行くような感覚で高齢者の方にも入ってもらったりすることも可能なのではと思います。

ドイツのスポーツユーゲントのような形ですが、中学生に対象を絞らずとも、小学校 4 年生ぐらいから高齢者までなど、人口減少に伴った紀の川市の文化・芸術・スポーツのあり方を、長期的な視点で考えていくのが大事だと思います。中学校部活動に絞って計画していますが、先を見据えた視点もやはり必要だと思います。

私も動ける間は、地域のスポーツ活動にできる限り協力させていただきたいと思います。

以上です。

○教育長

ありがとうございます。

他にありませんか。

(発言する者なし)

○教育長

では、特に意見がないようですので、議案第 16 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 16 号、紀の川市中学生部活動地域展開推進計画の策定については承認されました。

◎議案第 17 号について

○教育長

続いて、議案第 17 号、紀の川市社会教育委員の委嘱について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市社会教育委員の委嘱について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

○D 委員

社会教育委員が主にどんなことをされているか教えていただきたいです。

○生涯学習課長

社会教育委員の主な活動として、生涯学習の上位計画である生涯学習推進計画の策定が挙げられます。

今期務められた委員の皆さまは、生涯学習推進計画が策定後すぐの任期でございました。よって、1 年目は主に各公民館の事業を知ってもらうということで、各地域公民館に出向いて事業の内容を調査・研究していただきました。2 年目につきましては、地区公民館以外の社会教育施設、社会体育施設や文化財施設等の事業を精査していただいております。

以上です。

○D 委員

ありがとうございます。

○教育長

他にありませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 17 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 17 号、紀の川市社会教育委員の委嘱については承認されました。

◎議案第 18 号について

○教育長

続いて、議案第 18 号、紀の川市指定文化財の指定について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市社会教育委員の委嘱について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 18 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 18 号、紀の川市指定文化財の指定については承認されました。

議案については以上となります。

○教育総務課長

先程 B 委員さんからご質問いただきました、議案第 12 号・13 号にかかる児童就学援助費及び特別支援奨励費の周知の方法についてお伝えしてもよろしいでしょうか。

○教育総務課長

周知の方法についてお答えさせていただきます。

まず、今回の変更の箇所も併せて、市ホームページまた広報へ制度について周知を行うとともに、各小中学校を通じて全保護者の方に今回の案内と申請書の配布を行い周知の徹底を図っていきたいと考えております。

また、申請漏れを防ぐために、入学前に援助申請される方の一覧を作成します。今後も対象になってくる可能性が大きい方の一覧を入学する学校へお渡しして、できる限り申請漏れがないよう対応をしているところです。

以上となります。

○B 委員

教育委員会が直接の窓口になり、何か質問あった際に校長先生がそれを把握していないという事案が生まれないかを少し心配していました。ありがとうございます。

以上です。

◎小中学校等への寄贈について

○教育長

それでは、日程第 5、報告事項に移ります。

まず、小中学校への寄贈について説明を求めます。

○教育総務課長

【小中学校への寄贈について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。

○A 委員

現金 10 万円についてですが、粉河の子供たちという申し添えがあるものでしょうか。

○教育総務課長

まず、寄贈の受付が総務課のほうでされていまして、児童育友という形なので教育委員会宛に寄付させていただくという旨ご報告をいただいております。

以上です。

○教育長

他にありませんか。

(発言する者なし)

◎文化財資料の寄贈について

○教育長

特に意見がないようなので、次に移らせていただきます。

続いて、文化財資料の寄贈について説明を求めます。

○生涯学習課長

【文化財資料の寄贈について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

◎紀の川市文化財保存活用地域計画（素案）に係る市民意見募集（パブリックコメント）の実施について

○教育長

特にご意見・ご質問はないようですので、続きまして、紀の川市文化財保存活用地域計画（素案）に係る市民意見募集（パブリックコメント）の実施について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市文化財保存活用地域計画（素案）に係る市民意見募集（パブリックコメント）の実施について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについてご意見・ご質問等はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

ボリュームのある素案なので、またご覧いただいてご意見等ございましたらその都度生涯学習課のほうへ連絡いただければと思います。

では、特に意見がないようですので、報告事項については以上となります。

◎その他について

○教育長

続いて、日程第 6、その他。

令和 8 年度紀の川市学校教育指針について説明を求めます。

○教育審議監

【令和 8 年度紀の川市学校教育指針について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについてご意見・ご質問等はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にないようですので、では他にその他で何かありませんか。

○教育総務課長

【令和 8 年度紀の川市内小中学校入学式について説明】

○教育長

どうかよろしく願いいたします。

他に何かございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

ないようですので、以上で本日の日程は全て終わりました。

それ以外で何かありませんか。

○事務局

それでは、事務局から次回の教育委員会の日程を連絡させていただきます。

次回の教育委員会定例会の日程は 4 月 21 日火曜日、午前 9 時 30 分から、こちらの 402 会議室において開催させていただきますのでよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○教育長

他に何かありませんか。

(発言する者なし)

◎閉会の宣告

○教育長

ないようですので、それではこれで第 3 回の教育委員会定例会の議事は終了いたしましたので、これで定例会を終わります。

長時間ありがとうございました。

閉会 11 時 3 分